

## 4 学校評価

### 1 学校評価の目的

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕文部科学省 より抜粋)

### 2 学校評価に関する規定

学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則に、次のように規定されている。

#### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

2 地方公共団体の設置する小学校は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、当該地方公共団体の教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第八条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

#### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

このことにより、各学校は法令上、以下のように学校評価や情報提供を行うこととなる。

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
- ② 保護者などの学校の関係者による評価(「学校関係者評価」)を行うとともに、その結果を公表するよう努めること
- ③ 自己評価・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること

- ④ 学校の教育活動、学校運営の状況に関する情報を、保護者、地域住民等に積極的に提供すること
- ⑤ 学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置を、教育委員会の働き方改革に係る計画に適合するものとする(制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨)

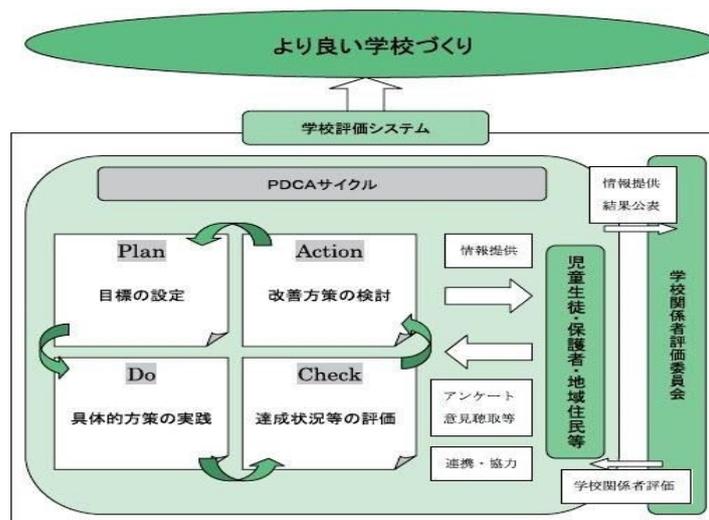
### 3 学校評価の実施手法とPDCAサイクルに基づいた学校評価システム

学校評価は、その実施手法により3つに分類することができる。

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

学校評価の具体的な進め方については、「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕(文部科学省 平成28年3月)や「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」(島根県教育委員会 平成20年3月)などの巻末に示す参考資料を参照し、全教職員が関わることができるよう組織としての評価システムを確立することが大切である。

学校評価は、PDCAそれぞれの段階が互に関連しながらサイクルとして機能していくことが大切である。また、子どもや保護者、地域住民等の意見を学校の目標や方策に反映させるとともに、学校関係者評価を学校と保護者・地域住民とを結ぶコミュニケーション・ツールとして活用し、保護者、地域住民等と連携協力した学校づくりを推進していくことが重要である。



(図は「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」より抜粋)

### 4 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、今、学校として組織的に、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

(「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕文部科学省 より抜粋)